

裁 決 書

審査請求人

福岡市南区塩原三丁目25-1

福岡市南福祉事務所長

福岡市南区塩原三丁目25-1

処 分 庁 福岡市南福祉事務所長

上記審査請求人（以下「審査請求人」という。）から令和2年10月14日付けで提起のあった上記処分庁（以下「処分庁」という。）による生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第63条の規定に基づく保護費返還決定処分（以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決します。

主 文

本件処分を取り消します。

事案の概要

本件審査請求は、家賃額改定により、審査請求人に係る住宅扶助費を減額すべきところ、減額がなされていなかったことで、過払いとなった保護費について、処分庁が審査請求人に対しその返還を求める本件処分を行ったところ、審査請求人がこれを不服として、本件処分の取消しを求めるものです。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

本件審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるもので、審査請求人は、その理由と

して次のとおり主張しています。

- (1) 審査請求人は、最初から毎年、資産申告書に家賃を33,400円と書いている。

それなのにケースワーカーはそれを確認していない。この人たちのミスで生じた過払いをどうして審査請求人に払わせようとするのか。

- (2) 平成23年1月12日から平成26年までの資産申告書の家賃に、毎年33,400円と書いて処分庁に提出していた。

処分庁が主張するように審査請求人がこれを提出しなかったと仮定したら、処分庁はどうして長期間この事態を黙って見ていたのか。審査請求人が提出するまで、どうして処分庁は職務を遂行しなかったのか。

提出した資産申告書の証拠を隠滅させる処分庁が信じられない。まるで消滅時効に合わせたように家賃33,400円と書いてある資産申告書だけが消滅している。

- (3) 処分庁は、審査請求人に「生活保護のしおり」を交付していない。

- (4) 家賃の届出の義務について説明も受けていない。保護決定通知書は支給額をたまに見る程度である。

- (5) 公務員として、長い間、資産申告書の家賃を確認してこなかった上、そのミスを認めようとしない。認めるどころか、ありもしない事実をでっちあげ保護費を審査請求人に払わせようとしている。

2 処分庁の主張

処分庁の主張は、本件審査請求を棄却するよう求めるもので、その理由を要約すると、次のとおりです。

- (1) 本件各処分に至るまでの経緯

ア 処分庁は、審査請求人に対して平成23年1月11日から現在に至るまで、法による保護（以下「保護」という。）を行っている。

イ 平成23年1月11日に、審査請求人より保護の相談及び申請があり、生活保護のしおりを審査請求人に交付し、生活状況に変化があった場合の届出など、生活保護制度について説明した。

また、同月13日に、審査請求人より提出された法による住宅扶助（家賃・地代）交付申請書兼家賃（地代）証明書（以下「家賃証明書」という。）及び賃貸借契約書には、家賃が36,000円との記載があり、同年1月19日に処分庁より当時の家主に電話をかけ、その旨相違ないことを確認したことから、処分庁は、審査請求人に対し、平成23年1月分より住宅扶助費36,000円の支給決定処分を行った。

ウ 同年2月分より、審査請求人の家賃が33,000円に改定されたが、審査請求人から処分庁に対し、家賃改定に関する届出はなされず、挙証資料の提出もなかった。

エ 処分庁は、預貯金等の資産の状況を届出するための様式として、資産申告書の提出を求めていたところ、審査請求人から次の届出があった。なお、資産の申告については、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）が平成27年4月1日付けで改定され、少なくとも12か月ごとに行わせることとなっている。

(ア) 平成23年1月11日に保護の申請と同時に届出があり、家賃が36,000円との記載があった。

(イ) 平成27年7月24日、処分庁の職員が審査請求人宅を訪問した時に届出があったが、家賃は空欄となっていた。

(ロ) 平成28年8月18日に審査請求人から郵送により届出があり、家賃が33,400円との記載があった。

(ハ) 平成29年5月17日に処分庁の職員が審査請求人宅を訪問した時に届出があり、家賃が33,000円との記載があった。

(ニ) 平成30年6月8日に審査請求人から郵送により届出があり、家賃が33,400円との記載があった。

(ホ) 令和元年6月11日に処分庁の職員が審査請求人宅を訪問した時に届出があり、家賃が33,400円との記載があった。

(ヘ) 令和2年5月29日に審査請求人から郵送により届出があり、家賃が33,400円との記載があった。

オ 令和2年7月14日に、処分庁の職員は審査請求人の自宅を訪問し、審査請求人に対し住居の家賃額について質問したところ、家賃は33,400円で、うち400円はおそらく共益費ではないかとの回答があった。また、家賃額の改定時期について質問したところ、資産申告書で報告しているはずだとの回答があった。

処分庁の職員から、管理会社に内容確認を行うこと及び住宅扶助費の過払いの事実を確認し、法第63条による返還等を求めることになることを説明した。

カ 同月15日に、法第29条の規定に基づき、現在の家主（以下「家主」という。）に家賃額に関する照会を行い、令和2年7月27日に家主より回答書を受理した。これにより、審査請求人との賃貸借契約の開始日が平成9年11月24日であること、契約当初の家賃額は36,000円であること、家賃の改定は平成23年2月に行ったこと及び改定後の家賃は33,000円であることを確認した。

キ 令和2年7月28日に処分庁の職員より家主へ電話連絡し、家賃の改定時期について質問すると、改定に関する書類は残っておらず、また、過去の出来事であるからよく分からないが、平成23年2月ではないかとの回答があった。このほか、家賃の改定に関して審査請求人と取り交わしている書類はないとの申し出があった。

ク 同日、処分庁の職員より審査請求人に電話連絡し、家主より、家賃の改定時期は平成23年2月との回答があったが、相違ないかと質問したところ、審査請求人より覚えていないとの回答があった。また、法第63条による返還等の見込額を審査請求人に説明したところ、処分庁の処理誤りのため払うつもりはないとの主張がなされた。

処分庁の職員は、平成23年2月の家賃改定時に審査請求人より処分庁へ申告する義務があったこと、平成23年1月12日から平成27年7月23日までの間は資産申告書の提出がないこと及び平成27年7月24日に届出のあった資産申告書の家賃が空欄であることを説明したところ、審査請求人は渡された紙は全て書いており、空欄で提出したことは覚えていないと主張した。

ケ 平成23年2月分から令和2年7月分までの住宅扶助費について、総額で342,000円が過払いとなっているため、保護費の消滅時効分を除いた平成27年8月分から令和2年7月分までの過払金180,000円について、令和2年8月6日に法第63条の規定に基づく返還決定処分を行い、同月13日付けで審査請求人へ返還決定通知、本件に係る納入通知書及び納入の延期に関する書類として履行延期申請書を発送した。

(2) 本件処分について

ア 届出義務の履行について

法第61条において、「被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があつたとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があつたときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所にその旨を届け出なければならない」と規定されている。

平成23年1月11日の保護申請の際、処分庁の職員は審査請求人に対し生活保護のしおりを交付し、生活保護制度について説明を行い、届出の義務について説明を行っている。しかしながら、同年2月に家賃改定が行われたとき、審査請求人は処分庁に家賃改定に関する届出をせず、また、家賃証明書又は賃貸借契約書等の挙証資料などの提出もなかった。

また、支給する生活保護費の変更が生じた場合は、処分庁から審査請求人に対し「保護決定通知書（変更）」を送付しているが、その書類には支給する生活保護費の内訳

として住宅扶助費を明記していることから、審査請求人は住宅扶助費が家賃額を上回っていることを把握していたと考えられる。

イ 費用返還義務について

法第63条において、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と規定されている。

審査請求人は、平成28年度以降は資産申告書により、現在の家賃額の報告を行っているものの、平成23年2月から家賃が33,000円に改定されていたにも関わらず、住宅扶助費36,000円を受給し続けていたことから、保護費の時効となったものを除き、返還決定処分を行ったものである。

また、審査請求人は、本件処分は処分庁の処理誤りに起因するものであり、返還する必要はないと主張しているが、少なくとも平成27年8月分から平成28年7月分までについては、審査請求人が正しい家賃額を届け出なかったことによる住宅扶助の過払金であり、審査請求人の主張には当たらない。

平成28年8月分から令和2年7月分までについては、審査請求人から提出された資産申告書を処分庁が見落としていたからといって、法第63条による返還を行わないとすることは、法及び法の委任を受けて定められた「生活保護法による保護の基準」（昭和38年4月1日厚生省告示第158号。以下「保護基準」という。）並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9に定める処理基準である「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日厚生省発社第123号。以下「次官通知」という。）等にそのような取扱いができる規定はなく、また、審査請求人は当該期間中、最低限度の生活を超えていたこととなり、法第8条の規定に反することになることから、処分庁として採用することはできない。

- (3) 本件処分について、保護費の返還額は、原則として支給した保護金品全額を返還額とすべきであると解される（「生活保護問答集について」（平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）13の5の答の(1)）。ただし、問答集13の5の答の(2)において、「保護金品の全額を返還額とすることが当該世帯の自立を著しく阻害すると認められるような場合については、次の範囲においてそれぞれの額を本来の要返還額から控除して返還額を決定する」と記載されていることから、実際に保護費返還額を決定するには、控除すべき範囲を決めている問答集13の5の答の(2)のアからオに該当する場合にはこれを控除して決定することとなる。

この点、本件で該当性が問題となり得るのは問答集13の5の答の(2)のウ及びエである。同(2)のウについては、「当該収入が、次官通知第8の3の(3)に該当するもの」については控除の余地がある旨を定めており、「次官通知第8の3の(3)」の内容については、次官通知第8の3の(3)に記載があり、収入として認定しないものの一覧が掲げられているが、本件住宅費の過払金は、これらのいずれにも該当しないため、問答集の13の5の答の(2)のウによる控除の対象とはならない。

次に、問答集13の5の答の(2)のエの該当性について、同エは、「当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途にあてられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として実施機関が認めた額」に該当する場合に返還額が控除されるとされているが、審査請求人は本件の処分決定額をすでに費消しており、同エの①の規定により自立更生の範囲には含まれない。

上記規定に該当するかを福祉事務所で組織的に検討しており、処分庁は自立更生費として認定できないと判断した。

なお、自立更生費の認否のみを検討した資料等はなく、自立更生費の検討を含む当該処分決定に至った資料が不当受給報告書である。

- (4) 平成28年8月14日付け資産申告書（平成28年8月18日受領）が提出された時点で、保護決定処分を行わなかった理由は、平成28年8月18日時点で、処分庁は審査請求人の記載を見落としており、事実確認を行っていなかったために、同月14日付け資産申告書を受領した時点では住宅扶助支給額と実際の家賃との間に相違があることを認識しておらず、平成23年2月分から令和2年7月分までの住宅扶助費に過払いが生じたものである。
- (5) 審査請求人に対し、自立更生費の有無について説明は行っていない。説明しなかった理由は自立更生費として認定できないと組織的に判断を行ったためである。また、審査請求人より、自立更生費の有無について申出を受けたことはない。

理 由

1 認定した事実

審査関係人の主張及び審理関係人から提出された書類等から次の事実が認められます。

- (1) 平成23年1月11日、処分庁は審査請求人に対し保護を開始したこと。

なお、保護開始時点において、住宅費として36,000円が認定されていること。

- (2) 同月13日に、審査請求人が処分庁に提出した家賃証明書には、家賃は月額36,0

00円と記載されていること。また、平成9年11月14日に、審査請求人は現住居に係る賃貸借契約を締結しており、賃貸借契約書に記載されている家賃は36,000円であること。

(3) 平成27年7月24日付けで、審査請求人は処分庁に対し資産申告書を提出したこと。

なお、当該書類の家賃の項目は空欄であること。

(4) 平成28年8月14日付けで、審査請求人は処分庁に対し資産申告書を提出したこと。

なお、当該書類の家賃の項目には33,400円と記載されていること。

(5) 平成29年5月16日付けで、審査請求人は処分庁に対し資産申告書を提出したこと。

なお、当該書類の家賃の項目には33,000円と記載されていること。

(6) 平成30年6月7日付け、令和元年6月10日付け及び令和2年5月28日付けで、

審査請求人は処分庁に対し資産申告書を提出したこと。

なお、これらの書類の家賃の項目には33,400円と記載されていること。

(7) 令和2年7月14日、福岡市南福祉事務所の職員が審査請求人に対し現住居の家賃額について質問したところ、審査請求人は、「33,400円であり、400円はおそらく共益費ではないか。家賃額の改定時期については、資産申告書で報告しているはずである」と回答したこと。

(8) 同月15日、処分庁は審査請求人の住宅扶助費を33,000円に変更したこと。

(9) 同月27日、処分庁は家主から、同月21日付け「生活保護法第29条の規定に基づく調査について（回答）」を受領したこと。同文書には、審査請求人の家賃に関し、家賃改定時期について平成23年2月分から、家賃額（改定後）について33,000円と記載されていること。

(10) 同月28日、不当受給報告書が起案されたこと。また、同報告書には自立更生費の記載はなかったこと。

(11) 同年8月13日付けで、処分庁は審査請求人に対し、本件処分に係る通知書を交付したこと。

なお、本件処分は、平成27年8月分から令和2年7月分までの過払金180,000円の全額について法第63条に基づき返還を求めるものであること。

(12) 同年10月14日付けで、審査請求人は本件審査請求を提起したこと。

2 本件処分に係る法令等の規定について

(1) 日本国憲法第25条第1項は、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と定め、これを受け、法第1条は「この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に

応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする」と定めています。

- (2) 法第14条1項は、住宅扶助について、困窮のための最低限度の生活を維持することのできない者に対して、次に掲げる事項の範囲内において行われると定めています。

一 住居

二 補修その他住宅の維持のために必要なもの

- (3) 法第61条は、被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならない旨を定めています。

- (4) 法第63条は、被保護者が急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない旨を定めています。

- (5) 法に基づく保護の実施に係る事務は、地方自治法第2条第9項第1号に規定する法定受託事務であり、当該事務は、法令のほか、次官通知、課長通知等に基づいて行われています。これらの国からの通知は、地方自治法第245条の9第1項及び第3項の規定による処理基準と位置づけられています。

そのほかにも生活保護担当職員用の手引書として問答集が出されており、これも活用しながら、保護の事務が行われています。

- (6) 問答集問13-5の答の(2)は、保護金品の全額を返還額とすることが当該世帯の自立を著しく阻害すると認められるような場合については、次の範囲においてそれぞれの額を本来の要返還額から控除して返還額を決定する取扱いとして差し支えないことを定めています。

ア 盗難等の不可抗力による消失した額（事実が証明されるものに限る。）

イ 家屋補修、生業等の一時的な経費であって、保護（変更）の申請があれば保護費の支給を行うと実施機関が判断する範囲のものにあてられた額（保護基準額以内の額に限る。）

ウ 当該収入が、次官通知第8の3の(3)に該当するものにあつては、課長通知第8の40の認定基準に基づき実施機関が認めた額（事前に実施機関に相談があったものに限る。ただし、事後に相談があったことについて真にやむを得ない事情が認められるものについては、挙証資料によって確認できるものに限り同様に取り扱って差し支えない。）

エ 当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途にあてられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上認容される程度として実施機関が認めた額。

なお、次のようなものは自立更生の範囲には含まれないものである。

- ① いわゆる浪費した額
- ② 贈与等により当該世帯以外のためにあてられた額
- ③ 保有が容認されていない物品等の購入のためにあてられた額

オ 当該収入があつたことを契機に世帯が保護から脱却する場合にあっては、今後の生活設計等から判断して当該世帯の自立更生のために真に必要と実施機関が認めた額。

3 判断

法第63条は、被保護者は、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、速やかに返還しなければならないとしつつも、その返還すべき額は、その受けた保護金品全額とはせず、これに相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額としており、被保護者に返還させる金額の決定について、保護の実施機関に一定の裁量を与えています。

これは、本来支弁されるべきではなかった保護金品の返還について定めるものであるから、不当利得法理や公金の適正執行という観点からは、全額返還とされるはずであるところ、保護金品の一部が被保護者の自立及び更生に資する形で使用された場合等全額を返還させるのが不適當な場合や全額を返還させるのが不可能な場合もあるので、返還額の決定については、被保護者の状況を知悉し得る保護の実施機関の裁量に委ねる趣旨の規定と解されています（福岡地裁平成26年3月11日判決・賃金と社会保障1615・1616号112頁）。

また、問答集問13-5の答の(2)には、法第63条の運用について、同条に規定する保護金品の全額を返還額とすることが当該世帯の自立を著しく阻害すると認められる場合については、当該世帯の自立更生のためにやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として実施機関が認めた額の範囲において、その額を本来の要返還額から控除して返還額と決定する取扱いをして差し支えない旨が示されているところ（同(2)のエ）、これは、上記の趣旨を示したものといたします。

このような法第63条の趣旨等によれば、保護の実施機関が返還額の決定について有する裁量は、全くの自由裁量ではなく、当該世帯の自立更生のためにやむを得ない用途に充てられた金品及び充てられる予定の金品（自立更生費）の有無、地域住民との均衡、その額が社会通念上容認される程度であるかどうか、全額返還が被保護者の自立を著しく阻害するか等の点について考慮すべきものであり、その裁量権の行使が逸脱濫用に当たるか否

かの判断においては、その判断が裁量権の行使としてされたことを前提とした上で、その判断要素の選択や判断過程に合理性を欠くところがないかを検討し、その判断が、重要な事実の基礎を欠くか、又は社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものと認められる場合には、裁量権の逸脱又は濫用として違法となると解すべきです（最高裁第三小法廷平成18年2月7日判決・民集60巻2号401頁参照）。

本件処分について、処分庁は、要返還額の全額の返還を求めているところ、自立更生費について、「問題となり得るのは問答集13の5の答の(2)のウ及びエであるが、ウについては、本件住宅費の過払金は、次官通知第8の3の(3)のいずれにも該当しないため控除の対象とはならない、エについては、審査請求人は本件の処分決定額をすでに費消しており、同エの①「いわゆる浪費した額」の規定により自立更生の範囲には含まれない。福祉事務所内で組織的に検討して自立更生費として認定できないと判断した。」と主張しています。

また、処分庁は、「審査請求人に対し、自立更生費の有無について説明は行っていない。説明しなかった理由は自立更生費として認定できないと組織的に判断を行ったためである。また、審査請求人より、自立更生費の有無について申出を受けたことはない。」と主張しています。

しかしながら、処分庁が本件処分について検討を行った資料である不当受給報告書には、自立更生費を検討した記載がないほか、ケース記録にも自立更生費として控除することの可否について記録上何ら検討した形跡はありません。また、上記以外に、処分庁が自立更生費について組織的に検討したことを示す書類は提出されていません。

したがって、処分庁は本件処分を決定するに当たり、全額返還が被保護者の自立を著しく阻害するか等の点について十分に検討したものと認められません。

また、審査請求人は、平成28年8月14日から令和2年5月28日までに計5回、処分庁に対し、法第61条に基づき家賃額について適切に申告しています。このことについて、処分庁は、審査請求人が提出した平成28年8月14日付け資産申告書の記載を見落としており、事実確認を行っていなかったために、住宅扶助費に過払いが生じたものであることを認めています。

そうであれば、審査請求人が過払いとなった保護費をすでに費消したものであるとしても、こうした事情を踏まえて返還額の決定をすべきです。

よって、処分庁が本件処分において行った判断は、本来の要返還額の全額を返還額とすることが審査請求人の自立を著しく阻害するか否かについて十分に検討した上で行われた合理性のある判断であるとは認められず、その判断において、裁量権の逸脱又は濫用があると認められるため、違法な処分であると判断されます。

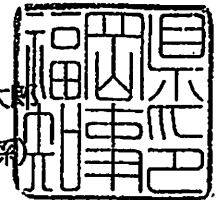
したがって、その余の点を審理するまでもなく、本件処分は違法又は不当と認められます。

以上のとおり、本件審査請求には理由があるので、行政不服審査法第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決します。

令和5年10月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

(保護・援護課保護指導係)



11